令和５年５月 10 日
第２回定例会

教　育　委　員　会　議　事　録

（令和５年度 教育委員会 第２回定例会）

開会　令和５年５月１０日（水）
午前９時００分

閉会　令和５年５月１０日（水）
午前１０時１３分

場所　西宮市役所６階教育委員会会議室

出席委員	教育長　重松　司郎 委　員　側垣　一也 委　員　長岡　雅美 委　員　藤原　唯人 委　員　山本　幸夫	欠席委員	

会議に出席した職員	職	氏　名	職	氏　名
	教育次長	藤井　和重	地域学校協働課長	岡田　良一
	教育次長	漁　修生	学事課長	山崎　豊
	教育総括室長	薩美　征夫	学校教育課長	木田　重果
	参与（人事担当）	柏木　弘至	学校保健安全課長	濱本　新
	学校支援部長	岡崎　州祐		
	学校教育部長	杉田　二郎		
	教育総務課担当課長	原田　博司		
	学校管理課担当課長	谷木　陽介		

署　名	教育長	委員

令和５年５月10日
第２回定例会

付　議　案　件

＜教育長報告＞

＜議　　題＞

（審）議案第３号　西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件　〔学校保健安全課〕

（審）議案第４号　西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件　〔地域学校協働課〕

（審）議案第５号　西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件　〔学事課〕

（審）議案第６号　西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件　〔教育総務課〕

（審）議案第７号　令和６年度使用西宮市学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件　〔学校教育課〕

（審）議案第８号　義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件　非公開　〔学校教育課〕

（審）議案第９号　西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件　非公開　〔学校教育課〕

（審）議案第10号　西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件　非公開　〔学校教育課〕

（審）議案第11号　西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件　非公開　〔学校教育課〕

（審）議案第12号　甲武中学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件　非公開　〔学校管理課〕

（審）議案第13号　安井小学校運動場他整備工事に係る工事請負契約締結に関する意見決定の件　非公開　〔学校管理課〕

＜一般報告＞

一般報告①　児童生徒の状況について　非公開　〔学校保健安全課〕

＜資料による情報提供＞

・西宮市立総合教育センター付属西宮浜義務教育学校説明会の開催について　〔学校教育課〕

以　上

傍　聴	６名

重松教育長	ただいまより、令和５年度　第２回　教育委員会定例会を開催します。 議事録署名委員には、山本委員を指名します。よろしくお願いします。 はじめに、３月定例会、３月臨時会について、議事録の承認を行います。 議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。 （異議なし）
重松教育長	異議なしと認めます。それでは承認します。 なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。 ここで各委員に確認します。 本日は傍聴希望者が６名おられます。 会議は公開が原則ですが、議案第８号から１１号は委員名を公開することによって、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるなど、今後の選定に支障を来たす恐れがあり、また、議案第１２号、第１３号は市議会に付議する案件で、現時点では公表されておりません。 また、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。 （異議なし）
重松教育長	異議なしと認め、非公開とします。 審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。 では、はじめに私から報告させていただきます。 コロナが５月８日から２類から５類になったことによって、今までの学校教育のあり方について、いろんな課題が出てきています。それについて、今日は話をしたいと思います。 まず、今までの学校教育ですが、近代の学校は子供たちが授業を受けて、「聞いていることができる」ための訓練を受けることで、子供たちは先生の方をじっと見て座って聞いていられるような、つまり学校の授業というのは、教科の内容や何らかの技術を教える以上に、「人の話をじっくり聞く」「先生の指示に従っておと

	なしくする」という身体的な技法が定着して、授業を受けることによっていろんなことを学ぶといった現代の学校教育のあり方が当たり前になってきている。ですから学校においては、教える人と教科書があれば、子供の主体性や目標がない状況になっても勉強が続くということになります。その結果、同じことを同じペースで同じようなやり方で同質性の高い学年学級の中で、でき合いの問いと答えで勉強するという教育のあり方が定着してきたという経過があります。 ところがこのコロナで、果たしてそれでいいのかということで、主体的、対話的で深い学びというのがはっきりと出てきた形になっています。 もう一つ大きなことは、社会全体のあり方が大きく変わってきているのに、十分に学校が対応できなかったという面があります。東京都立大学の宮台さんがこんなことを言っています。１９６０年代は地域が団地化したと。団地化したことによって、隣の人は何する人ぞというので、地域の中での人間関係が非常に薄くなったという課題があります。その人たちが４０年たって今現在、ほとんどが移住せずに高齢化しているという問題があって、地域は地域としての機能が十分に果たせていないという課題があると言われています。 それから８０年代になってコンビニ化で家族が、家庭がそれぞれ課題を抱えたという。８０年代に問題になったのは、テレビの個室化により、一つの屋根の下で家族が赤の他人になってしまっているという問題があります。このコンビニ化という問題は、２４時間営業によって何か欲しかったら全部コンビニに行けばいろんなものが買える、食べられるということになったので、家族がバラバラになってしまっていると。夕食や朝食も一緒に食べないなど、家族がある意味で一人ひとりになってしまったという問題があります。 その後、９０年代になって携帯化が進んだことによって、人と人とのつながり全体が空洞化して、以降ＫＹ（空気が読めない)、恐れてキャラを演じるだけの関係になったり、という問題があります。 それからさらに四半世紀を経て、次の子供たち世代が同じような状況になって、言いたいことが言えない空気が蔓延しているのではないかということが言われています。いろんなことがあっても、自分に都合のいいことばかりを考える、自分の都合のいい情報だけを得るという。そっけない関係というか、他人との議論を全くしなくなっているような状況があって、この宮台さんが言うには、「脳内エコーチェンバーが起こっているのではないか」ということが言われています。ＳＮＳでも自分の都合のいい情報だけを取って、なにかあっても、「責任は他人が取る」「他罰化」だとか、これができなかったのはあいつが悪いからだというような

	ことになっている。また、「自分の不幸は○○のせい」というふうな思い込みがあったり、そういう問題が起こっているということは言われています。 現に今、ある小学校で掃除の時間にふざけていて、別の子がちゃんとやるよう注意したら、言われた子供がおどけて注意した子供に向かって、「それって、あなたの感想ですよね」という。ＹｏｕＴｕｂｅで出てくる西村さんという人が言っている。「ひろゆキッズ」と言われていますが、要するに対話をせずに、相手を黙らせてしまう。それを「そうじゃないでしょう」と言うと、今度は反論を受けて自分が孤立してしまう。だからみんなそれでいいよねとなってしまうということを言われています。 また、ＳＮＳなどで「これについてどうですか」となげかけると、「いいよね」、「いいよね」、となるので、今の子供たちは「いいねいいね世代」と言われています。「Ｚ世代」からさらに進んで、「いいねいいね世代」になって、悪いということを言わない。例えば友達と駅で約束して、これからどこに行こうというときに、友達が提案をしたら、いいねいいねと言う。本当は行きたくないのだけど、反対するとトラブルが起こったり、みんなから阻害されたりするので、しょうがないから本当は行きたくないんだけどねというようなことを言われています。 つまり、同調圧力が非常に強くなっているのではないかと言われており、それをどうするかというのが、今後の大きな課題かなと思っています。授業の中でも、主体的、対話的で深い学びと言われていますが、それを一歩さらに進めていかなければいけない。いろんな空気を自分の中にのみ込んでしまうのではなくて、違うなら違う、だめならだめというようなことを議論する、話し合うことによって、いい方向というか、きちんとしたものにするということが必要ではないかと言われています。 専修大学の山田先生が書いている本で『「くうき」が僕らを呑み込む前に脱サイレント・マジョリティー』の中でも「くうき」を読むことの意味や何のためにそんなことになるのか、学校では民主主義や表現の自由は大切だと教えているけれども、実感が全然わいていないということを言われています。 それにあわせて、国の方も問題があるのではないかということで、今までの主体的、対話的で深い学びからさらに進めて、「蓄積された知識をもとにして、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立てて、その解決を目指し、他者と協働しながら、新たな価値を生み出すことが求められる」と示しております。これを今後、学校教育の中で令和の日本型教育のあり方と合わせて、ただ単に教えるだけではなくて、小学校の低学年の場合は基礎基本をしっかりやらない

	といけないので、教えるという部分もかなりあると思いますが、中学年から高学年になれば自分でそれを基にしてどう考えるのか。例えば平仮名や漢字の書き方や意味を習ったら、これから先新しい形が出たら辞書や何かで調べて、自分で勉強するということは非常に大事になる。そういうふうな形にしないと問題だということを言っているわけです。 ある意味このコロナの３年間で、今までの教育のあり方の課題が出てきたという問題があります。これからの大きな学びの方法としては、個別最適な学びと協働的な学び、それをＩＣＴに使われるのではなくて、ＩＣＴを活用して行うという。個別最適な学びをするのであれば、何を勉強するのか、目的意識をはっきりと持たないと、分からないから教えてよとやってしまったら、後から話をしますがＣｈａｔＧＰＴみたいな問題になってくるのかなと思います。 同じようなことはアメリカでもかなり問題になっているみたいです。どういうことかというと、ボストン・カレッジ研究のカレン・アーノルドという人が、高校を首席で卒業した８１人の追跡調査の結果で、こんなことを言っています。高校を首席で卒業した生徒たちなので、高校卒業後は大学に行って、大学でもかなり優秀な成績をおさめ６０％以上の人が大学院まで行って、修士課程や博士課程を取っています。その人たちが就職したときに、成果を上げて一生懸命頑張って仕事をしているわけですが、問題は、その人たちがそれ以後、出世というわけではないでしょうけども、世の中でいろんなことを変えていくなどというものについては、ほとんどゼロなのだそうです。要するに会社で言うとＣＥＯにはほとんどなれていないということを言っています。 なぜかというと、適応力はすごく、うまく仕事もこなしますが、それ以上のことができない、路線に乗っていることしかやらないのです。結局高校のときも、小中学校のときもそうなのでしょうが、学校では言われたことをきちんと能力的にできるというだけで、それ以上のことをやっているわけではないので、学校の成績は自己規律・真面目さ・従順さを示しているだけではないかということを言われています。 もう一つは、学校の教育はいろんな科目があり全てでゼネラルに成績を取らないといけないというか、それが首席になるわけで、ある教科だけが突出しているという問題ではない。社会に出たときはその突出した力が必要なので、ディクショナリ的というか、いろんなことを知っているけども、どれかで突出するということはできないのではないかと言われています。 今後は、今日本でもギフテッド教育がどうだということを言われていますが、そ

	ういうことが必要になってくるのではないかな。コンピュータに使われるのではなくて、コンピュータを使い切るという、そういう形の授業が必要になってくるのではないかと言われています。 では何が必要かというと、やはり、人間は人間の創造性が非常に大事なのではないかということを言われています。これはなぜかというと、産業革命が起こったときに、オートメーションでブルーカラーの人たちの仕事が全部奪われるのではないかということがありました。それにより、アメリカでは２０世紀の初頭、産業革命が起こって以後、高校への進学率がものすごく高かったのです。ヨーロッパではそのころ高校への進学率が１０％から３０％ぐらいしかなかったのですが、アメリカは既に８０％ありました。それ以後も、産業革命に対応するために、大学の進学率も非常に高くなって８０％近くになっています。 そのころの日本の場合だと２０％か３０％しか大学に行っていなかったのですが、その率が増えたのです。ところが、１９９０年あたりから大学の進学率がドンと落ちてきます。なぜかというと、先ほど言った大学で勉強しても、ただ知識をつけるだけで何も役に立たないでしょうと。学ぶとは何か、自分で目標をもって、自分の将来をどうするのかが非常に大切ということを言っているわけです。 アインシュタインが高校を途中でやめてしまったのは、何も新しいことを教えてくれるわけではないし、いろんなことを考えたら答えてくれるわけではないのでというわけです。そういう意味で言うと、これからは自分で創造することが非常に大事になってくるのではないかと思います。 それにあわせて、今回ＡＩが非常に発展、進展しているということがあります。その中でディープラーニングが出てきていますが、ディープラーニングはある意味でいろんなことをやってくれますが、欠点として５つのことがあります。 １つは、いろんなことを考えるためにというか、データを出すためには、大量のデータが必要になります。そのデータをもとにして、必要なものから答えを出すと。あらかじめ答えがあるものしか答えていないということになるわけですが、大量のデータが必要になると。 ２つ目に、答えを出してきたが、その答えの根拠が何かというのは分からない。要するにブラックボックス化されているので、分からないという欠点があります。 ３つ目は、分析するためのコストがすごくかかる。さらに発展形の量子コンピュータが今ありますが、量子コンピュータでも値段が全然違って、このコンピュータを作るのに膨大な何兆円というお金がかかるということが言われています。 ４つ目が、必要でなくなったデータはどんどん勝手に廃棄してしまうので、その

	意味では本当に残しておかなければいけないデータの判断がどうなっているのかという問題があります。 最後に、やはり一番大きな問題は、創造性の問題もそうですが、人の心が読めない。心の理解ができないという問題があります。これはなぜかというと、ディープラーニングを作った人自体というよりも、人間がそのコンピュータを作っているわけなので、人間自体が心が読めない。どういうふうにして心って読むのという、そのソフトが作れないので、できないということになるわけです。 ＣｈａｔＧＰＴの出現によってこれから問題になるのは、創造性をどう育てるかというのが大きな課題になるのではないかということが言われています。 しかし、ＣｈａｔＧＰＴが出てきたことによって、今まではブルーカラーにいろんなしわ寄せがありましたが、今度はホワイトカラーにもそういう影響が出てきています。２０１５年に今後１０年間か２０年間でなくなる仕事ということでオックスフォード大学が出していますが、それ以上になってくるのではないかな。 今までだったら例えば学校の先生は大丈夫だといわれていましたが、ただ教えるだけであればＣｈａｔＧＰＴで十分できます。新たなことを子供が言ったときにみんなで協働して考えるなどのときには、先生も考えやまとめが必要でしょうけれども、答えがあるものはＣｈａｔＧＰＴが全部答えを教えてくれます。ましてや作文でも論文でも書いてくれますので、今、大学生はそれを使うも使い方の問題だと。しかし、ＣｈａｔＧＰＴが出てきたから使ってはいけないではなく、使われないよう、使い方を工夫する。その中から自分の個性や自分の創造性を出していくということが大切だと。データを取ることは十分できるので、そのデータをもとにして自分はこうすると考えたのを今度は逆にＣｈａｔＧＰＴに返して、こう思うのだけれども、何か足りないことがありますかというふうに問うてみるというふうな使い方もできるので、やり方が大事なのではないかなと。 これから大事なのは、創造力を育成するための教育をどうすべきなのか。また、最終的にコンピュータは意思決定はできませんから、いいか悪いかの意思決定を人間としてどうするのかと、この２つの大きな課題が出てきています。 コロナによって、いろんなことがあぶり出されていますが、教育のあり方についても、この２つが非常に大事かなと感じています。 学校としては、授業で習ったことは実際にそうなのかということを、体験活動を通して体験するということになってくるのかなと思っています。今回ＮＨＫの朝のドラマでやっていますが、植物学者が実際に見て、自分で触って、自分で絵を描いてということが非常に大事、その中から新たなものを発見していくという。

	これがこれからの大事な能力になるのかなと思っています。 ただみんなに従っていくのではなく、自分としての意見、自分としての考え方が出せる。そういう子供を育てていかなければいけないのではないかということを今回思ったということで話をさせていただきました。 私からは以上です。何かありましたらお願いします。 藤原委員。
藤原教育委員	ご報告ありがとうございます。 想像力とそれに基づく意思決定が必要だということなのですが、一人で一生懸命考えていても想像力はなかなか出てこないし、意思決定というのも難しい。それは対話の中で、アイデアは出てくるものですし、意思決定も強化なものになるということだと思います。対話というものが即阻害されたというのがこの３年間ほどだったので、今後はその機会をどんどん作っていけるのだろうなと思います。 そうしたときに、今の子供たちは「いいね、いいね」世代だというふうにおっしゃったのですが、「いいね」の意味も２つあると思うのです。１つは賛同、もう１つは受容だと思うのです。あなたの言っていることは、必ずしも賛成はしないけれど、そういう考え方もあるよねという受容というのも「いいね」だと思うのです。今の子供たちがそれを使い分けているとは到底思えないのですが、ただその後者のニュアンスで使っているというのもあると思うのです。だから、まずは「いいね」と肯定すると、受容するというところからスタートするというのは、子供たちの世代の逆に強みになるのかなというふうには思います。 もう１点。そのジェネラリスト教育の結果、大学以降の伸び悩みが出ているという点なのですが、ジェネラリスト教育の最たるものというのは今の公立中学の内申制度だと思うんです。すべからく点数が取れないといい高校に行けないというのは、運動神経が悪い子もいれば、当然音痴な子もいたりするので、それはやはり制度としてはどうなのかなというところがあるので、変えていくとしたらそこなのかなというふうには感じる次第です。 以上です。
重松教育長	ありがとうございます。 山本委員。
山本教育委員	社会全体のあり方が変わっているのに、学校が変わってきていないということが

	根幹にある大きい問題というのは、私も感じているところがあります。そのことを踏まえて幾つか話があったのですが、ＣｈａｔＧＰＴの話は今日はしないでおいて、一つ特活の話をしたいなと思います。 先月、教育長から教育長も関わって書かれた特活の研究冊子を頂戴しました。改めて特活というものを考えたときに、子供たちが主体的に学ぶということが実現できる領域なのです。特活というのは、学級活動や児童会活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事などです。教科では現状、教師が問題を出して、子どもが答えをみつけるという学習です。つまり問題も回答も全部ありきなのですね。 ところが、純粋な特活というのは、問題というのはありきではないです。回答もありきではないです。子供たちが生活の場を見直して、問題を見つけていき、どう解決するかということをみんなで、合意形成をして決定していく、これが本来の特活です。 ですから、新しい教育の一つとして学校でまずすることは、授業を変えることと、特活を変えるということだと思うのです。ところが現状を見ると特活の時間が減ってきています。コロナで減ったのは仕方がないですが、それをもとに戻すときに、これまでの形に戻すことを見直す必要があります。先程言ったように子供たちが問題を見つけ、合意形成をして、それに基づいて実行していく、そういう形の特活を一つでも二つでも実践することが大事だろうと思います。 コロナのときに、行事が小さくなり、運動会・体育大会のあり方をどうするか子供たちが考えた事例がありました。修学旅行、１日の修学旅行をどうするかを子供たちが作ったことがありました。そういう形をコロナ禍だけに終わらせないで、コロナが大分おさまってきた今、大事にすることが大切だろうと思います。学校では修学旅行や自然学校がスタートしているのですが、そういうことをできるだけ取り込んでいく必要があると思います。 以上です。
長岡教育委員	教育のお話の中にこれまでの日本の学校教育が、同じことを同じように学ぶ、同質性を重んじるという話がありましたが、私の専門のスポーツや体育教育で考えると、発育や発達の急進期というのは個人によって違って、それこそ年単位でずれるはずなのに、確かに学校では同じ学年の子に同じことを教えているなと思いました。 個人の発育発達に合わせて、特にスポーツとか運動というのは刺激を入れていかないと、早過ぎることもあるし、逆に遅過ぎるということもあるので、この個別

	最適化というのは特に重要だなというふうに感じています。 それからもう一つ、突出した力これも重要だというお話があったのですが、既に顕在化してきていれば、みんながここ優れているなということが分かると思うのですが、もっとその前に、その子が持っている潜在的な何か能力のようなものを指導者や大人が早く引き出してあげるような、突出した力を発掘してそして育成してあげるというような、もう一つ進んだ取り組みというのも必要じゃないかなというふうに聞いていて感じました。 以上です。
側垣教育委員	このＩＴ化というのは、もう本当に私たちの世代はなかなかついていけない世代になってきているのかなというように思います。少し個人的なことで言うと、４月に韓国に旅行に行ったのですが、久しぶりに３年目にですね。そうすると手続上のことは全部スマホやパソコンで登録をして、コードを使ってという形になっていました。入国管理も全部それでやっているので、ついていけない人間はどうなるのかなということで実感しました。今の世代の子供たちはそういうことを使いこなしていけるような教育も必要かなと思います。 そのような中で、今委員の皆さんがおっしゃったことに加えて、私はいろんな仕事の中で保育という世界にずっときて、例えば年齢、今長岡委員がおっしゃったように例えばゼロ歳児のクラスは一番小さな子供は１月生まれの子供が今年４月に入ってきて、去年の８月に生まれた子供もゼロ歳なのです。それだけ違いがあって半年以上の違いというか、ゼロ歳児の半年はすごく大きいわけで、やはりそこに一人ひとりに適切な関わりであったり、刺激、表情であったり、そういうものを感じとるということが、非常に重要だったのですが、この３年間というのは、マスクをし、大人が関わるような状況だったので、今日の話題と外れるかもしれませんが、今後その影響がどういうふうに出てくるのかということを、幼児教育なり、その中でしっかりと考えていかなければいけないのかなと。そういう課題もあるのかなというふうに私は感じています。 今の教育長の話題とは少し外れましたけれども、やはりそれも生まれたときからの影響が、今後どのようにあるのか、そしてそこをどうサポートしていくのかというのが、大人の責任かなということを改めて、今お話を伺いながら考えていました。
重松教育長	ありがとうございます。

	これから教育のあり方についてまた十分に考えていかないといけませんのでよろしくお願いします。 では、今から審議案件に入ります。 議案第３号「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」を議題とします。 学校保健安全課長、お願いします。
学校保健安全課長	「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」につきまして、お手元の資料、議案第３号をご覧ください。 西宮市いじめ防止等対策委員会委員である、小学校長と中学校長が小学校長会及び中学校長会の組織改正のため解嘱となり、新たに１名ずつ、小学校長会及び中学校長会より推薦を受け、委員をお務めいただくことになります。 このたびの任期は、前任者の残任期間である令和５年５月１１日から令和７年１月３１日までとなります。委員につきまして、資料２枚目にございます新旧対照名簿をご覧ください。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
重松教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第３号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
	（異議なし）
重松教育長	異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 次に、議案第４号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」を議題とします。 地域学校協働課長、お願いします。
地域学校協働課長	議案第４号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」について、ご説明いたします。 今回、新たに任命する委員の候補者は、学校長からの推薦のあった人となります。

	また、解任の対象となる委員の解任理由は、本人からの申し出によるもの、及び教職員の人事異動、退職、校務分掌の変更によるものです。 新たに任命する委員の任期は、令和５年５月１１日から令和７年３月３１日までとなります。 また、解任の対象となる委員の解任日は令和５年５月１０日となります。 お手元の資料３ページ、４ページには新たに任命する委員の候補一覧を、５ページには解任する委員の一覧を記載しております。 ７ページ以降は、学校ごとの委員名簿となります。 表の網掛け部分が、今回新しく任命する委員の候補となります。網掛け部分のない学校は、委員の解任のみとなります。 説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
重松教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第４号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 （異議なし）
重松教育長	異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 次に、議案第５号「西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。 学事課長、お願いします。
学事課長	議案第５号「西宮市 教育奨学金条例 施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、説明いたします。 本改正は、高校生対象の給付型奨学金（以降「高校奨学金」と申し上げます）の給付額の改定を行うものでございます。 改定理由といたしましては、国の「高校生等奨学給付金」（以降、「奨学給付金」と申し上げます）と本市「高校奨学金」の支援内容が重複しているため、平成２

	６年度に国の制度が創設されて以降、総受給額に配慮し、「高校奨学金」を減額調整して給付を行っているものでございます。 令和５年度におきましても、「奨学給付金」の一部階層での増額に合わせ、調整を行うものです。 具体的には、市民税非課税世帯の国公立在学の第１子を、引き続き対象外とし、私立在学生は月額７００円に変更いたします。 また、両親の死別などで遺児となった生徒に対し、「高校奨学金」に加算して給付している「遺児給付金」につきましても、減額調整する必要があるため、市民税非課税世帯で国公立在学の第１子の給付額を月額２，５００円に変更いたします。 施行は、公布の日からとし、６月下旬に募集開始を予定しております令和５年度「高校奨学金」から適用いたします。 説明は以上でございます。
重松教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 藤原委員。
藤原教育委員	少しお尋ねなのですが、これは国から支給される金額が減ったので、それに連動して減ると、そういう理解ですよね。
重松教育長	学事課長。
学事課長	国が実施しておりますこの高校生等奨学給付金の支給額が一部の階層で増額となりましたので、その全体の支給額をこれまで従前と維持するために、本市の実施している高校奨学金の支給額を少し減額することで差額調整を行うものでございます。 以上です。
藤原教育委員	中身が増えたところがあるんですか、どこか。
重松教育長	学事課長。

学事課長	先ほども説明させていただきましたが、市民税非課税世帯のうち国公立在学の第１子、そして私立在学生の第１子に対する支給額が一部３，０００円ほど増額しております。 以上です。
藤原教育委員	わかりました。
重松教育長	よろしいですか。 側垣委員。
側垣教育委員	意見というか、保障ですが、いつも思うのですが国が増えてもそのままにしておけば、給付額総額が増えるわけですよね。その方が利用者にとっては嬉しいことかなと思うのですが、少しその辺りが、私毎年その意見を言っているのですが。
学事課長	確かにご指摘いただきました件につきましては、これまでも教育機会の均等という観点からも非常に重要な課題であると認識しております。また今後この自主財源の問題という大きなそういう問題も踏まえまして、よりよき制度の維持、そして発展、改善を図っていきたいと考えております。 以上でございます。
重松教育長	よろしいですか。 ほかにはございませんか。 では、なければ採決に入ります。 議案第５号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
	（異議なし）
重松教育長	異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 次に、議案第６号「西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件」を議題とします。 教育総務課担当課長、お願いします。
教育総務課担当	議案第６号「西宮市教育委員会事務事業評価アドバイザーの選任の件」につきま

課長	して、ご説明させていただきます。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況をみずから点検・評価し、議会に報告するとともに公表しなければならないこと、また、この点検・評価にあたっては、学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされております。 そこで、教育委員会事務局では、市で実施しております、事務事業評価制度を活用する実施規定を設けまして、点検・評価を行っております。 昨年度の事務事業評価アドバイザーにつきましては、関西学院大学教授、並びに放送大学客員教授の佐藤真氏にお願いしておりましたが、選任から３年経過したことになりますので、本年度の事務事業評価のアドバイザーにつきましては、関西学院大学教育学部・教育学研究科、博士課程、前期・後期課程、教授の岡本哲雄氏にお願いしたいと考えております。 ３ページをご覧ください。 岡本氏は、教育学を専門とする大学教授としての、高度な学術知識をお持ちであります。 また、教育に関わる学会の理事、編集委員等を歴任しており、豊富な知見と深い知識に基づく、専門的な見地からの分析・アドバイスが期待できると考えております。 以上のことから、岡本氏が本年度の事務事業評価アドバイザーに適任であると考えております。 なお、４ページには、事務事業評価制度を活用する実施規定を資料として添付しております。 説明は以上でございます。
重松教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第６号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 （異議なし）

重松教育長	異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 次に、議案第７号「令和６年度使用西宮市学校教科用図書の採択に関する基本方針の決定の件」を議題とします。 学校教育課長、お願いします。
学校教育課長	議案第７号につきまして、ご説明させていただきます。 ２ページ、基本方針をご覧ください。 この基本方針につきましては、平成２６年度に、根拠法令や採択権者、採択に関わる各組織の役割を明確にし、構成を一新いたしました。 その後は、この構成を踏襲しつつ、教科書無償措置法の一部改正に伴い「義務教育諸学校教科用図書採択地区協議会」の名称を「義務教育諸学校教科用図書選定委員会」に変更するなど、適宜変更を加えてまいりました。 今年度の基本方針も、昨年度までの構成にのっとったうえで、必要な点について変更をしております。 １では、根拠法令や教育委員会が採択権者であることを述べております。 ２では、本年度の校種ごとの教科書の採択について述べております。 今年度、小学校、義務教育学校前期課程の教科書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の定めるところにより、本年度は採択変えを行う年度でありますので、採択の対象となる教科用図書を公平に調査し、本市の児童の実態に最も適合した教科用図書を採択いたします。 中学校、義務教育学校後期課程の教科書につきましては、前年度採択した教科書を採択いたします。 小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級用の「一般図書」につきましては、毎年の採択替えを行っておりますので、今年度も採択替えを行います。 また、高等学校及び特別支援学校の教科用図書につきましても、毎年の採択替えとなっておりますので、今年度も採択替えを行います。 ３では、採択に関する組織について述べております。 ３ページの参考資料１「教科書採択のしくみ」をご覧ください。 「一般図書」を含めた小・中学校、義務教育学校の教科用図書について、教育委員会が採択を行うための資料として、調査研究結果をまとめ、報告するのが真ん中に位置しております義務教育諸学校教科用図書選定委員会となります。 また、調査研究を行って選定委員会に報告する調査員会を設けます。今年度は小学校、義務教育学校前期課程の「各教科」、及び特別支援学級用の「一般図書」の

	調査員会を設けます。 高等学校及び特別支援学校の教科書採択については、各校の教科用図書選定委員会が教育委員会に採択申請し、教育委員会が採択いたします。 再び、２ページ、基本方針にお戻りください。 ４で、採択にあたって公正確保の旨を述べております。 過去には、教科書会社が検定中の教科書を教員らに見せて謝礼を渡していた事案等の発覚し、大きな問題となりました。 この問題を受けて、一般社団法人教科書協会では、平成２８年９月９日に「教科書発行者行動規範」を制定し、教科書に対する信頼を損ねる事態を生じさせないよう、各教科書発行者にて取り組みを進めてきました。 しかしながら、昨年、他府県において特定の教科書発行者が、採択期間中に採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。利益供与を受けた採択関係者の中には、公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や選定委員、調査員の教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公平性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至っています。 教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における公正性・透明性の確保の取り組みが引き続き不可欠であることは言うまででもありません。 文部科学省から「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」が出されましたので、各校に４月７日付で通知をいたしております。全ての教職員等に対し、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目を向けられることのないよう、教科書採択の公正確保に万全を期すよう、徹底を図っているところです。 なお、３ページから２４ページには参考資料を示しております。 説明は以上でございます。
重松教育長	ありがとうございます。 説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。
藤原教育委員	今のところ、小学校の教科書をまた全部読んでやるということですか。

重松教育長	そうです。２４ページに一応日程が書いてありますので、そのときに一応また勉強会等もさせていただきますので。最終的には、教育委員会の方で決定をするという形になりますので、よろしくお願いしたいと思います。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第７号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
	（異議なし）
重松教育長	異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが傍聴の方はここで退室をお願いいたします。
	（傍聴者退出）
重松教育長	それでは再開します。 議案第８号「義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第９号「西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第１０号「西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」、議案第１１号「西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件」を一括して議題とします。 学校教育課長、お願いします。
学校教育課長	議案第８号から第１１号について、ご説明させていただきます。 この４つの議案はいずれも教科書採択に係る選定委員会の構成員についてです。 ４つの組織はいずれも教育委員会の附属機関になっております。附属機関の委員は所属する執行機関の委嘱を必要といたしますので、本会議において、審議をお願いいたします。 各選定委員会の委員の説明をいたします。 まず、議案第８号の義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員です。上限は９名で、その構成は、学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員となっております。学識経験者は教育系の学部・学科を設置している市内の大学からの推薦者１名、保護者代表はＰＴＡ協議会からの推薦者２名が参加いたします。関係行政機

	関職員として小学校長２名、小学校教員２名、事務局より学校教育課の課長と係長が参加いたします。教員が２名とも小学校教員となっているのは、小学校の全ての教科書について、採択が行われることに対するためです。 では、委嘱委員ですが、高木史人さん、武庫川女子大学、教育学部教育学科、教授。研究分野は国語教育、日本文学でございます。田中由紀さん、西宮市ＰＴＡ協議会からのご推薦でＰＴＡ協議会の会長でございます。西井美和さん、こちらもＰＴＡ協議会からの推薦で、ＰＴＡ協議会の副会長をなされております。河合純孝さん、鳴尾北小学校長、小学校長会の会長でございます。牧野天志さん、夙川小学校長、小学校長会からのご推薦でございます。北村一朗さん、鳴尾東小学校主幹教諭、これまでの幅広い経験がございます。平野佳子さん、北六甲台小学校主幹教諭、こちらも経験が豊富な先生でございます。 学校教育課課長の私、木田重果と係長の桑原美和。 以上が選定委員会の委員でございます。 続きまして、議案第９号、西宮高校の選定委員会の委員でございます。 上限１５名と決められておりまして、西宮高校の校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員１４名を推薦していただいております。 学識経験者は大阪公立大学の添田教授でございます。西宮高校の学校評議員を務められたこともありまして、西宮高校の生徒のご様子もよく理解いただいております。保護者代表の北村様はＰＴＡ代表でいらっしゃいます。 油井校長先生以下、西宮高校の教員でございます。小川教頭、竹原教頭。杉山幹雄教諭は、教務部主任。智原教諭は、国語科教科主任。曽田教諭は、地歴・公民科教科主任。大西教諭は、数学科教科主任。岩田教諭は、理科教科主任。杉山俊之教諭は、保健体育科教科主任。大路教諭は、英語科教科主任。古川教諭は、家庭科教科主任。河野教諭は、情報科教科主任でございます。 続きまして、議案第１０号、西宮東高校の選定委員会、委員でございます。 上限１５名と定められておりまして、西宮東高校の校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員１５名を推薦していただいております。 学識経験者、武庫川女子大学の伊藤教授は、元西宮市教育長で教育について広い見識を持たれております。白石様は保護者代表でございます。 中村校長先生以下、西宮東高校の教員です。齋藤教頭、牛谷教頭。弘中教諭は、教務部主任。宮﨑教諭は、国語科教科主任。榎田教諭は、地歴公民科教科主任。大榎教諭は、数学科教科主任。大﨑教諭は、理科教科主任。東教諭は、保健体育科教科主任。中下教諭は、家庭科教科主任。鈴木教諭は、芸術科主任。山本教諭

	は、英語科教科主任。島村教諭は、教務部の教科書担当職員でございます。 続きまして、議案第１１号、西宮支援学校の選定委員会、委員でございます。 上限１８名で、西宮支援学校長より学識経験者、保護者代表、関係行政機関職員１８名を推薦していただいております。 学識経験者の中村先生は、元武庫川女子大学講師や元西宮養護学校長のご経験などをお持ちで特別支援教育に造詣が深く、教育相談や講演などの活動をされております。保護者代表の佐藤様はＰＴＡ会長でございます。 原田校長先生以下、西宮支援学校の教員です。渡邊教頭。本山主幹教諭は、音楽科担当。生子主幹教諭は、社会科担当。市田主幹教諭は、理科主任。細井主幹教諭は、社会科担当、中学部担当。山口教諭は、高等部英語科担当。永戸教諭は、小学部担当。中村教諭は、小学部１年担当。德楠教諭は、小学部２・３年担当。向井教諭は、小学部４・５・６年担当。田中教諭は、中学部保健体育科担当。阪田教諭は、中学部の国語担当。弘中教諭は、高等部美術担当。錦織教諭は、高等部数学科担当。嘉本教諭は、高等部技術・家庭科担当でございます。 説明は以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。
重松教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第８号から議案第１１号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
	（異議なし）
重松教育長	異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 次に、議案第１２号「甲武中学校長寿命化改修他工事にかかる工事請負契約締結に関する意見決定の件」、議案第１３号「安井小学校運動場他整備工事に係る工事請負契約締結に関する意見決定の件」を一括して議題とします。 学校管理課長、お願いします。
学校管理課長	議案第１２号につきまして、ご説明いたします。

	資料の１ページをご覧ください。 甲武中学校長寿命化改修他工事の契約の締結にあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、提示すべき意見を別紙のように決定するものでございます。 ２ページに記載しておりますとおり、契約を締結することについて異議なしとするものでございます。 次に３ページをご覧ください。 令和５年６月市議会へ提出する議案書の案を添付しております。今回の契約の目的は、甲武中学校長寿命化改修他工事、契約金額は１３億４６０万円、契約の相手方は三日月建設・国松工務店特定建設工事共同企業体でございます。 工期は令和８年１月３０日までで、工事概要は、北棟、南棟と体育館の長寿命化改修工事、付属棟・外構改修工事、給水設備改修工事となっております。 次の４ページに、入札結果を記載しております。 記載のとおり、応札業者は２者でした。３月１０日に開札し、落札者なしのため交渉、同日決定されたものでございます。 地方自治法において、地方公共団体の契約方法は一般競争入札が原則とされていますが、随意契約はその例外として「地方自治法施行令第１６７条の２第１項」の第１号から第９号の規定に該当する場合に限り利用が認められている契約方法です。 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号では、「競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。」と定められています。 競争入札に付し入札者がいないとき、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができますが、改めて競争入札に付す時間がないため随意契約を行ったものです。 次の５ページと６ページが、その共同企業体のそれぞれの企業の経歴表です。 ７ページが付近の見取図。 それから、８ページが敷地内の配置図に工事内容を落とし込んだものとなっております。 議案第１２号の説明は、以上です。 続きまして、議案第１３号につきまして、ご説明いたします。 安井小学校教育環境整備事業におきましては、令和５年４月より新校舎の供用を開始し、今後は本議案である運動場等の整備のほか、東校舎及び仮設校舎の解体等を進め、令和６年度中の事業完了を予定しております。

	資料の１ページをご覧ください。 安井小学校運動場他整備工事の契約の締結にあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、提示すべき意見を別紙のように決定するものでございます。 ２ページに記載しておりますとおり、契約を締結することについて異議なしとするものでございます。 次に３ページをご覧ください。 令和５年６月市議会へ提出する議案書の案を添付しております。今回の契約の目的は、安井小学校運動場他整備工事、契約金額は２億４，７０１万6，０００円、契約の相手方は株式会社運動施設でございます。工期や工事概要については、後ほどの資料の中で説明させていただきます。 次に５ページをご覧ください。 入札結果表となっております。令和５年３月１７日に開札、同日、施工能力評価型総合評価落札方式により決定しました。 続きまして、次の７ページ、８ページは安井小学校の付近見取図及び配置図となっております。 ９ページ以降は、教育こども常任委員会での配布予定資料の案となっております。 次に１０ページをご覧ください。 安井小学校の付近見取図となっております。 次に１１ページをご覧ください。 工事概要及び配置図となっております。本工事では、安井小学校運動場の整備工事、体育館の外構工事、周辺道路の改築工事を実施いたします。運動場の整備工事では、グラウンドの真砂土舗装、防球ネット及び防塵ネットの設置、遊具整備、手洗い・足洗い場の設置、学級菜園の設置、側溝敷設、擁壁の設置等を行います。体育館の外構工事では、緑化ブロックによる駐車場整備等を行います。また、周辺道路の改築工事では、敷地東側道路及び南側道路のアスファルト舗装改修等を行います。 次に１２ページをご覧ください。 運動場整備の計画平面図です。運動場東側及び南側には、高さ１０メートルの防球ネットを設置します。また、砂埃対策として、民家に面した側には高さ３から５メートルの防塵ネットを設置します。運動場南側には、複合遊具、高鉄棒・低鉄棒、はん登棒等の遊具を設置し、また、北側には学級菜園を整備します。 次に１３ページをご覧ください。

	体育館外構整備の計画平面図です。図面の斜線部分において緑化ブロックによる駐車場整備を実施します。 次に１４ページをご覧ください。 周辺道路改築の計画平面図です。図面の斜線部分のアルファルト舗装改修や側溝の敷設等を行います。 次に１５ページをご覧ください。 令和５年９月から令和６年５月までの工事ステップ図です。太枠内が運動場使用可能エリア、グレーの網掛けが工事エリア、赤の矢印が児童の動線、青の矢印が工事車両の進入経路をあらわしています。①の令和５年９月から１０月までは、運動場北東側が工事エリアとなり、この間に運動会を実施する予定です。②・③の令和５年１１月から令和６年４月までは、運動場東側で工事を行い、工事終了後に東側の部分開放を行います。その後、④の令和６年５月に運動場西側で工事を行い、令和６年６月以降に運動場の全面開放を予定しております。 最後の１６ページは外観の完成予想図を付けております。 説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
重松教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。
山本教育委員	安井小学校の入札結果表ですが、一つ教えてほしいのが「無効」ということです。「失格」「落札」「無効」と書いてあって、「失格」というのは想像つくのですが、この「無効」というのは、どういうことなのかということを教えてください。
重松教育長	学校管理担当課長。
学校管理課長	記載内容の間違いなどで無効となります。
山本教育委員	あと一つです。評価値というのはかなり意味合いが高いような気がするのですが、これはどういうものなのですか。
学校管理課長	実際の企業の施工能力などを評価しまして、こういった値をつけることになっております。

重松教育長	よろしいですか。 ほかにはございませんか。 長岡委員。
長岡教育委員	運動場の開放展開図で、計画的にしていただいていると思うのですが、授業のときのスペースだけではなくて、例えば何か避難時通路ですとか、そういうようなのも計画はされていると思うのですが、そういうようなものをきちんと確保していただければというふうに思います。よろしくお願いします。
重松教育長	これは要望ですね。よろしくお願いします。 ほかにはございませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第１２号、議案第１３号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 （異議なし）
重松教育長	異議なしと認めます。よって、原案は可決されました。 次に、一般報告①「児童生徒の状況について」を議題とします。 学校保健安全課長、お願いします。 （非公開）
重松教育長	ほかにはございませんか。 よろしいですか。 では、なければ一般報告①を終了します。 以上で予定されていた議題は全て終わりました。 これをもちまして、第２回　教育委員会定例会を閉会します。 ありがとうございました。

	（終了）